

令和7年度

戦略的商機能等集積支援事業
【備品購入費等補助事業】

特定非営利活動法人
まちづくり機構ユマニテさが

1 本事業の概要

(1) 趣旨

中心市街地は、商業、業務、居住、公共交通等の都市機能が集積した場所であり、利便性の高い地域であります。

しかしながら、消費者の行動範囲の拡大、大規模商業施設の立地緩和等を主要因として、商業施設が郊外に展開し、居住者も中心市街地から郊外に移り住んだこと等から中心市街地の空洞化が進みました。特に、商業機能においては、商店の数が減ったこと、顧客ニーズに対応できていないこと等から、大きく衰退しました。

今後、ますます進展する超高齢社会にあつては、人々の行動範囲は縮小することになりますので、コンパクトな街づくりが必要となります。そのため、中心市街地の再生を図り、人々が住みやすい街を創っていかねばなりません。

特定非営利活動法人まちづくり機構ユマニテさが（以下「ユマニテさが」といいます。）では、離散した商業施設を再び中心市街地に呼び戻すため、出店意欲旺盛な希望者が様々な理由で出店が実現できていない状況を支援する戦略的商機能等集積支援事業（以下「本事業」といいます。）に取り組んでいます。

本事業は、中心市街地の活性化に資し、賑わいを取り戻す一助とするものです。

(2) 支援内容

本事業は、戦略的商機能等集積支援事業費補助金交付要綱（別添1）に基づき実施するもので、その支援内容等は次のとおりです。

① 支援額

本事業の対象となる空き店舗、空き倉庫等に出店するときの費用を下表のとおり補助します。

補助対象経費	備品購入費（設置費を含む。） ※開店に必要な備品を指します。ただし、理事長が認めない場合は、この限りではありません。 ※1件当たりの取得金額の下限額は、5万円とします。
補助金の上限額	100万円を上限として、審査結果に応じて補助金の額を決定します。 ※補助対象経費の1/2以内の額

※「空き店舗、空き倉庫等」とは、以前、店舗、倉庫等として使用されていた建物で、現在、商業、サービス業等の事業活動の場として使われていない状態のものをいいます。

※補助金の算定において千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。

※店舗改装費補助事業と備品購入費等補助事業の併用はできません。

② 募集対象エリア

本事業の募集対象エリアは、佐賀市中心市街地活性化基本計画に定める中心市街地エリア内でユマニテさがが指定する区域となります。（別紙1のとおり）

(3) 募集店舗

中心市街地の昼間の時間帯の賑わい創出に貢献できるような次のような店舗を募集します。

- ①中心市街地内に居住する人々の日常の買い物行動に対応する店舗等
- ②郊外のショッピングセンターには無いような特徴のある物販やサービスを行う店舗等
- ③従業員の雇用増に伴う事業拡張等、昼間の賑わい創出に貢献できることが明確である店舗等（事務所系を含む）
- ④佐賀市の中心市街地の活性化に寄与する業種で、市長もしくはユマニテさがの理事長が特に必要と認めた店舗等

※4つのうち、どちらを選択されても構いません。

【具体例】 衣料品店、食料品店、日用品店、飲食店、趣味の店、専門店

2 応募資格

本事業の募集対象エリアの空き店舗等の所有者と賃貸借契約を締結し、昼間時間（午前9時から午後6時まで）の営業時間が3時間以上（店休日を除く）の店舗を出店する者で、ユマニテさが指定する日（概ね審査会開催月の翌々月末）までに、申請しようとする店舗を開業できる者とします。

ただし、次に掲げる者を除きます。

- ①過去36か月以内にこの補助金の交付を受けたことがある者
- ②過去にこの補助金を受け事業を実施した後、閉店した者
- ③佐賀市外に本部のあるチェーン店を出店しようとする者
- ④佐賀市外に本部のあるフランチャイズ店を出店しようとする者
- ⑤既に募集対象エリア内に出店している者で、募集対象エリア内の空き店舗等に移転して出店しようとする者。ただし、入居物件が解体されるなどの理由で、出店者の意に反して移転して出店しようとする場合は、この限りではない。
- ⑥法律行為を行う能力を有しない者
- ⑦成年被後見人、被保佐人、若しくは被補助人又は破産者で復権を得ていない者
- ⑧団体の役員等に破産者又は禁錮刑以上の刑に処せられている者がいる者
- ⑨暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及び代表者等（非常勤を含む役員及び経営に事実上参加している者）が、それらの利益となる活動を行う者
- ⑩破産法、会社更生法、民事再生法等による手続きを行っている者
- ⑪応募締切日以前6か月以内に、取引銀行において不渡手形及び不渡小切手を出した者
- ⑫法人税、消費税、地方消費税、県税及び市町村税を滞納している者

3 応募の手続き

(1) 申請書の配布等

○本事業の募集要項は、2025年4月1日(火)から2025年11月28日(金)

まで、ユマニテさがの窓口で配布します。(申請状況に応じて延長あり)

○ユマニテさがのホームページからダウンロードすることもできます。

(2) 申請書の提出

① 提出書類

本事業の申請をしようとする者は、次の書類を提出してください。

ア 補助金応募申請書

イ 事業(出店)計画書

ウ 必要資金の調達計画書

エ 販売計画書

オ 誓約書

カ 添付書類

(法人の場合)

・会社概要

・定款及び法人登記事項証明書

・決算書(貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書等)

(個人の場合)

・経営者の略歴(履歴書)

・住民票

(共通)

・過去3年(R6、R5、R4)分の税務申告書の写し

・過去3年(R6、R5、R4)分の市税納税証明書(国保税を含む)

(佐賀市外の場合は現住所地市町村のもの)

※ 住民票、法人登記事項証明書及び市税納税証明書においては、いずれも3か月以内に発行したもの

・賃貸借契約書の写し又は仮契約書の写し等(原本を持参すること)

・購入する備品の見積書(内訳金額がわかるもので、2社以上)

※ 販売業者は佐賀市内の業者とします。(特別な理由がある場合を除く)

・購入する備品が分かる資料(カタログ、写真等)

・店舗見取図(備品設置前・設置後)

・店舗経営に当たって必要となる官公署の許認可、資格等の書類の写し
(原本を持参すること)

・事業内容が分かる資料

② 提出先

〒840-0826 佐賀市白山二丁目7番1号エスプラッツ2階
特定非営利活動法人まちづくり機構ユマニテさが

③ 提出期間

2025年4月1日(火)から各申請締切日まで(土日祝祭日を除く)

第1次締切 2025年5月30日(金)

第2次締切 2025年8月29日(金)

第3次締切 2025年11月28日(金)

※各締切の期日について、応募者の出店スケジュールに合致しない場合は、「8
問い合わせ先」までご相談ください。

※申請状況に応じて、第3次締切以降に追加で募集を行う場合があります。

④提出方法

- 申請書は、上記③の提出期間の午前9時から午後5時までに、上記②の提出先まで持参してください。
- ファックス、郵送、電子メール等の持参でない方法による提出は受け付けられません。
- 提出された申請書は、個人情報と認められる部分を除き、公開される場合があります。また、返却はいたしません。

⑤提出部数

- 申請書は、A4サイズで、原本1部と写し1部の合計2部とします。
- なお、写しの1部については、選定作業に必要な複写用の原本として使用しますので、綴じないでください。

4 補助事業者（出店候補者）の選定

（1）選定方法

補助事業者（出店候補者）の選定は、申請書を審査するとともに、プレゼンテーションによる出店者審査会を行い、その後、出店候補者を決定します。

（2）選定に当たっての審査基準

別紙2のとおり

（3）出店者審査会

出店者審査会は、商業振興、まちづくり等に関する有識者で構成し、出店候補者の審査を行います。出店者審査会は年3回開催で、6月中旬、9月中旬、12月中旬を予定しています。なお、審査会の内容等に関する問い合わせには応じませんので、ご了承ください。

※原則、締切後に審査会を行います。特段の都合がある場合は、締切前に行うことがあります。

（4）審査結果

出店候補者が決定したら、速やかに申請者全員に結果を書面にて通知します。

5 出店候補者決定後の手続き

（1）補助金交付申請

①概要

出店候補者は、補助金交付申請書を出店候補者決定の発表日から10日以内にユマニテさがに提出してください。

※10日以内に申請がない場合は権利を放棄したものと見なし、失格とします。

②提出書類

- ア 補助金交付申請書
- イ 事業（出店）計画書

ウ 必要資金の調達計画書

※なお、金融機関から融資を受ける場合は、補助金の交付申請までにそれを証明する書類を追加提出してください。

エ 販売計画書

オ その他添付書類

- ・ 備品に関する見積書
- ・ 購入する備品が分かる資料（カタログ、写真等）
- ・ 賃貸借契約書の写し（原本を持参すること）
- ・ 店舗見取図
- ・ 店舗経営に当たって必要となる官公署の許認可、資格等の書類の写し（原本を持参すること）
- ・ 事業内容が分かる資料

（２）補助金交付決定

出店候補者から適正な補助金交付申請がなされた場合、審査後、補助事業者（出店者）として補助金交付決定を行い、補助金交付決定通知書を交付します。

（３）購入する備品の変更

○購入する備品を変更する場合は、あらかじめ出店候補者はユマニテさがと協議をしなければなりません。

○変更内容によっては、出店候補者は補助金交付変更申請書を提出し、補助金交付変更決定通知を受ける必要があります。この結果、自己負担金額が増額する場合があります。

（４）補助事業完了実績報告書

①概要

出店候補者は補助事業完了実績報告書を備品設置完了の日から30日以内にユマニテさがに提出してください。

②提出書類

- ア 補助事業完了実績報告書
- イ 備品購入に関する明細が分かる資料
- ウ 支払いの根拠となる資料（領収書等）
- エ 備品設置後の写真
- オ その他ユマニテさがが提出を指示したもの

（５）検査

①概要

補助事業完了実績報告書提出後、申請書どおり備品を購入したかどうかの検査を行います。

検査の結果、補助事業と認められない場合は、補助額が減額されることがあります。

②営業開始

出店候補者は、検査に合格した後でなければ営業を開始することはできません。ただし、本事業における補助金交付決定等一切の権利を放棄した場合は除きます。

(6) 補助金の額の確定

検査に合格した場合は、ユマニテさがは出店候補者に補助金の額の確定通知書を交付します。

(7) 補助金の請求及び支払い

ユマニテさがは補助金の額の確定通知後、請求書の提出を受けます。その後、当該請求書の提出があった日から30日以内に、補助金を支払います。

6 出店後について

(1) 経営状況の報告

出店後1年間、月次決算の報告書を必要に応じてユマニテさがへ提出していただきます。提出時に報告書をもとに30分程度、店舗運営を順調にするための打合せを行います。

(2) 賑わい創出事業への参加

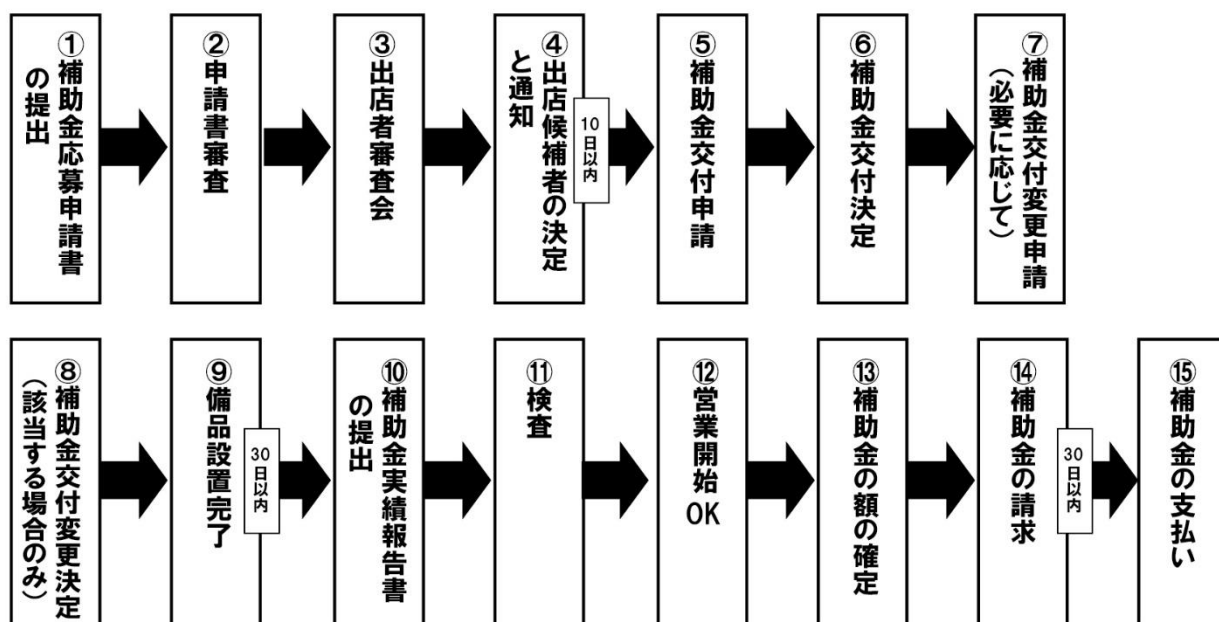
ユマニテさがでは、中心市街地の賑わい創出のために、様々なイベントや取組を行っております。そのときには、出店者の協力が必要な場合がありますので、その際にご参加いただきます(例・・佐賀まちゼミ、バル WEEK さが、BOOK マルシェ、楠の杜手づくり市、バルーンフェスタサテライトイベント、ひなまつり賑わいづくりイベント等)。

(3) 出店後の早期閉店

本事業の補助を受け出店した後3年以内に店舗を閉店した場合、原則として、補助総額を36か月で割り、その額に36か月から出店期間の月数を差し引いた月数を乗じた金額を返還していただきます。

※(1)～(3)については、補助金申請時に覚書を締結していただきます。

7 補助金申請から支払いまでの流れ



8 問い合わせ先

〒840-0826

佐賀市白山2丁目7番1号エスプラッツ2階

特定非営利活動法人まちづくり機構ユマニテさが

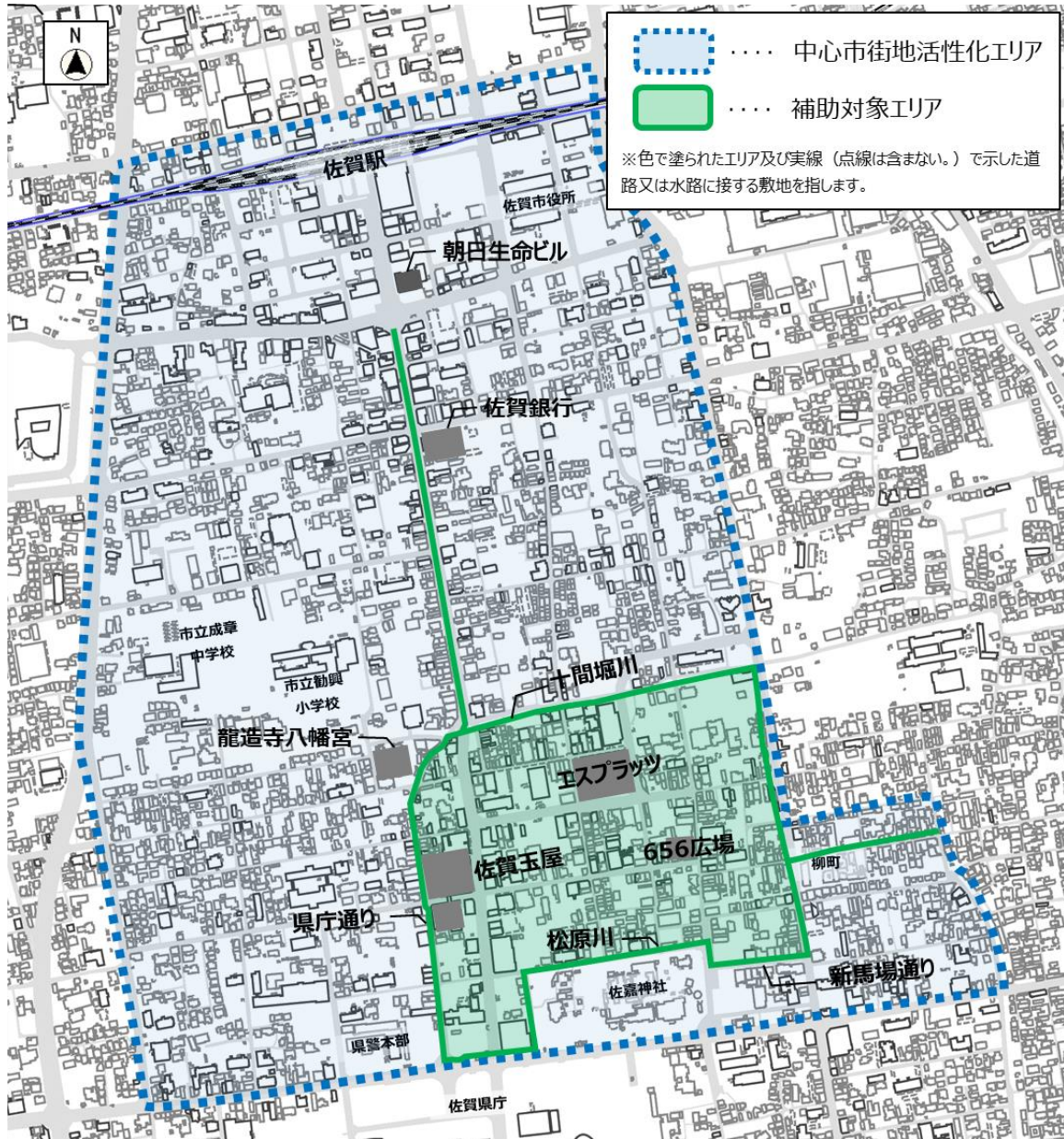
担当者 庄野

電話番号 0952-22-7340

FAX番号 0952-22-7346

E-mail machidukuri@humanite-saga.com

別紙1 (補助対象エリア)



色で塗られたエリア及び実線で示した道路及び水路に接する敷地

審査基準表

選定項目	審査項目	配点
経営者	(1) 経営や業種に関する必要な知識・技術等を有するなど、適性があるか。	10
	(2) 経営に対する意欲はあるか。また、資質はあるか。	10
店舗	(1) 事業計画は適切で、将来性が見込める事業か。	20
	(2) 資金計画は現実的であり、適切か。	10
	(3) 店舗のコンセプト等が独創的、個性的であるか。	10
	(4) 顧客の絞込み及び顧客ニーズに対応しているか。	10
	(5) 開業場所と事業内容の関係は適切か。	10
	(6) 補助事業を通して、事業内容に付加価値を生めるか。	10
	(7) 事業拠点に集客力があるか。 周辺に賑わいを創出させる波及効果があるか。	10

<合格の条件>

選考委員の合計平均が60点以上は合格。

9項目中1項目でも平均5点（10点満点換算）未満がある者は不合格。